

資料 13 雨水施設計画の要求水準

●雨水施設設計に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ①雨水流出抑制に努める計画とすること。
- ②開発区域内前後の雨水流出係数（加重平均）の確認を行うこと。
- ③那覇市流域関連公共下水道事業計画（マスターplan）の流出係数（0.70）以下となるよう計画とすること。
- ④隣接する土地及び既設排水路に対し、悪影響を与えない計画とすること。
- ⑤必要に応じ雨水貯留施設等の設置を検討すること。
- ⑥雨水貯留施設等の設置については、技術指針等に従い、将来の維持・管理も考慮した計画とすること。
- ⑦雨水排水接続先の施設管理者から同意を得ること。
- ⑧雨水を雑用水として利用する等、水資源の有効利用に努めること。

●既存雨水施設の切回しに当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ⑨埋設物調査を実施すること。また、必要に応じて地盤調査等を実施すること。

切回しにおける設計は、令和 5 年度に策定を予定している雨水排水管移設基本計画の内容を踏襲するとともに、「下水道施設計画・設計指針と解説-2019 年版-」に適合させて設計すること。また、下水道法第 16 条・第 24 条に基づき、事前に、公共下水道事業管理者より、切回し工事の承認を得ること。

- ⑩建物は、雨水施設を避けて計画すること。
- ⑪人孔蓋の上部への車両の駐車や建築構造物の配置等により、人孔蓋が開けられない等、維持管理上の支障が発生しないよう建築設計を行うこと。